**裁量ペナルティ ガイドライン**

1. **違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティなし）から失格（DSQ）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。**
2. **但し、違反が故意であった場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。**
3. **裁量ペナルティーは、あらかじめ決められた標準ペナルティーを単純に与えるものでは有りません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対してまずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。**
4. **ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。**
5. **ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。**

**バンド1：　00-10%（中点 5%）**

**バンド2：　10-30%（中点 20%）**

**バンド3：　30-70%（中点 50%）**

**バンド4：　DSQ / DNE**

1. **まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。**
2. **以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。**
3. **違反は偶発的であったか。**
4. **違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。**
5. **競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。**
6. **その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。**
7. **以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。**
8. **違反は繰り返されたか。**
9. **違反は、判断ミスや不注意でなく、意図的であったか。**
10. **競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。**
11. **誰かに迷惑をかけたか。**
12. **プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。**
13. **ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。**
14. **得点はDSQの得点より悪くはならない。**
15. **パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。**
16. **違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される**

**（ただし、有効な申し立てがなされたレースに限る）。**

1. **違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.2に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。**
2. **裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。**
3. **「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を××と決定した。」**
4. **「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン××に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」**
5. **「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン××に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」**

　　　　　　　　　　**表１　規則違反と対応するバンド**

|  |  |
| --- | --- |
| 指示19 | **指示19装備の交換** |
|  | 定められた手続きに従わなかった。帆走性能に影響を与える可能性があった、または影響を与えた。繰り返し違反した。 | １－２３－４４ |
|  |  |
|  |  |  |
| 指示5 | **陸上で発する信号** |
|  | 規則に違反した。規則に違反し、危険が生じる可能性があった。繰返し違反した。 | １２－３３－４ |
| 指示22 | **支援チーム** |
|  | 帆走指示書に従わなかった。繰り返し違反した。 | １－２３－４ |
| 公示17指示3指示4その他 | **公示17その他指示3・4およびその他の違反** |
|  | 違反したが速やかに適切な処置をした違反した状態が継続した、繰り返した違反により有利を得た、または有利を得る可能性があった | １２－４３－４ |
| 規則64.5 | **規則64.5(a)の場合：支援者（複数の場合も有る）と、乗艇していた支援艇に課す。**バンド1：　翌日の出艇許可、但し定められた場所で錨泊。支援者には警告。バンド2-3：　翌日の出艇禁止。支援者には警告。バンド4：　大会終了まで出艇禁止に加え、代表者をJSAFへ報告。**規則64.5(b)(1)の場合、競技上有利になった可能性のある全艇に課す。****規則64.5(b)(2)の場合、関連するチームの全艇に課す。** |

**公示：“Notice of Race” を指す**

**指示：“Sailing Instructions”　を指す**

　　　　　　**表２　ペナルティを決定するための一般的質問**

|  |
| --- |
| **危険を及ぼす可能性があったか？** |
| 及ぼさなかった。可能性も無かった。及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。及ぼした。 | １２－３４ |
| **艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？** |
| 有利を得る可能性も無かった。有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。有利を得た。 | １２－３４ |
| **スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか?** |
| 無い。懸念されるが、確かではない。ある。（プロテスト委員会は規則69に基づく審問招集を検討する。） | １２－３４ |
| **損傷や傷害を引き起こす可能性があったか?** |
| 無かった。可能性はあったが、引き起こさなかった。引き起こした。 | １２－３４ |

　2024年5月

プロテスト委員長

澁谷有人